

学校令にのっとして処理される。就学義務の年限に関しては、日本国内と同じ6年にしようとしたが、児童の中途退学と地方財政の状況を考慮して、まず4年制義務教育を実施し、時期を見てそれを6年に延長する。このほか、義務教育を実施するに当たっては、正規教員養成と教育費節減に特に配慮すべきである。⁹⁰

以上のことからわかるのは、今次の総督府評議会が義務教育の実施可否を検討した際、台湾人・日本人評議員は一樣に実施の必要性を認めたものの、不景気と地方財政の困難を考慮した結果、実施の時期およびその方法については異なる主張をしていた。一部の台湾人評議員は、実施時期を明らかにし、原則として全面的実施を希望していたが、日本人評議員はいずれも慎重な態度を示し、実施の時期を定めず、総督府が地方の希望によって実施を許可するよう求めた。一部の台湾人評議員もこの保守的な主張を支持したため、最終的には施行猶予という結論にいたったのである。

おわりに

総じていえば、1921年に義務教育実施案が総督府評議会で検討された際、台湾人・日本人評議員はほぼ全員賛成した。ただその賛成理由を相互参照してみると、それらは必ずしも同様ではなかった。日本人評議員は、総督府当局の「内地延長主義」政策を支持する立場から、義務教育の実施が「内地延長主義」政策を貫徹するための手段で、台湾人の「国民精神」を養成するための有効な措置であると見なしたため、異議を唱えなかった。他方、台湾人評議員は、当時世界の先進国家が普遍的に義務教育を実施していることに鑑み、義務教育が近代社会にとって必要で近代文化の普及にとっても有効であり、台湾社会を近代文明社会の列に参入させることができると認識したため、歓迎と支持の意を表したのである。こうした見方は台湾人評議員にとどまらず、州・市・街・庄の台湾人協議会員や、総督府に批判的な態度を持っていた新知識人も共有していた。特に日本へ留学していた新知識人は、自身の留学経験に基づいて、総督府当局に義務教育の即時実施を要求しただけではなく、差別待遇を撤廃し、日本国内の制度に準じて台湾の教育制度を抜本的に改革すること、そして台湾人・日本人の教育機会を平等にすべきことを主張した。言い換えれば、台湾の社会的リーダー階層は義務教育を近代人にとって必要不可欠なものと認識しており、日本の教育制度を媒介として近代文明に到達できると考えていた。その考えの核心には近代化の追求があり、これは総督府当局が推進しようとしていた同化政策とは異なっていた。こうした双方の考えにおける本質的な差異を見過ごしてはならない。

義務教育を実施する時期と方法について、台湾人評議員が一日も早い実施を要求したのは意外である。日本人評議員は反対に、時期を決めず漸次実施するよう主張したが、その態度は台湾人と比較すると保守的だったといわざるを得ない。義務教育の早期実施に向け、台湾人評議員は総督府に、小・公学校の合併、台湾人・日本人の共学を提言したほ

90 同上書、75～77頁。「総督府評議会」『台湾日日新報』第7922号、大正11年6月18日、5面。

か、台湾人・日本人の経費負担に差異を設けないこと、他の経費支出の節約、簡易素朴な校舎の建設、教員を養成するための師範学校の増設、学齢児童を就学させなかった保護者に対する罰則の制度化、義務教育実施時期の明示、全台湾一律に義務教育を施行することなどを要求した。しかし総督府当局と日本人評議員は、義務教育経費の負担が他の経済政策と地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすのを恐れ、就学率がまだまだ低いことや、都会と農村の落差が著しいことを理由に、施行猶予を決めた。また、その一方で、実施の時期を明示せず、しかも地方の希望によって実施を許可する方法を採用したのである。義務教育諮問案の結果から明らかなように、台湾人評議員の意見は台湾社会の需要と民意をかなり反映したものであったが、総督府評議会は結局のところ正式に民意を反映する機関ではなかったため、総督府当局は台湾人評議員の意見を十分に尊重せず、またそれを採択しなかったのである。

また総督府は、義務教育案の検討を機に提出された台湾の社会的リーダー階層の要求に対して、同化政策に相反していなければ、「台湾教育令」を改正する際、草案に反映させると表明した。たとえば、国語を常用する台湾人の小学校への就学、中等以上の学校では日本の学制に倣って台湾人・日本人の共学を実施すること、小・公学校の教員を養成するための師範学校を増設することなどがそれである。しかし、もし同化政策を妨げると総督府が判断すれば、それらの要求は無視した。たとえば、当局の元々の計画に従って公学校の漢文科を選択科目に改めたことや、公学校で台湾語を用いた授業を考慮しようとしなかったことなどが挙げられる。結局教育は総督府にとっては、植民地統治政策を貫徹するためのツールでしかなく、そのため、植民地統治政策に相反するものについては、総督府側の譲歩と受容を引き出すことが不可能だったのである。

1930年代中期においても、総督府評議会会議における台湾人評議員の中には、欧米の文明国家が普遍的に義務教育を実施しているという、これまでと同様の理由により、一刻も早く台湾でも義務教育を実施すべきだと表明する者もいた。ただし、大多数の台湾人評議員は、総督府に対し、国民精神と公共心を養うために義務教育を目下の急務とすべきであると主張するようになっていた。⁹¹ 当時、総督府は同化政策の強化・社会教育のてこ入れによって、積極的に国語普及運動を展開しており、部落振興・国民精神振興などの社会教化運動を通じて「皇国精神」を扶植するさまざまな施策をとっていた。こうしたことの結果として、台湾の社会的リーダー階層としての台湾人評議員が、義務教育の実施建議において、近代化の追求のためだけでなく、やむなく時局の要求に応じ、総督府の同化政策に順応する態度をとるに至ったと言えよう。

91 「第八回府評議会開会 議員出席卅三名 欠席七名 開陳義務教育 国民精神涵養」『台湾日日新報』第12646号、昭和10年6月15日、8面。